

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

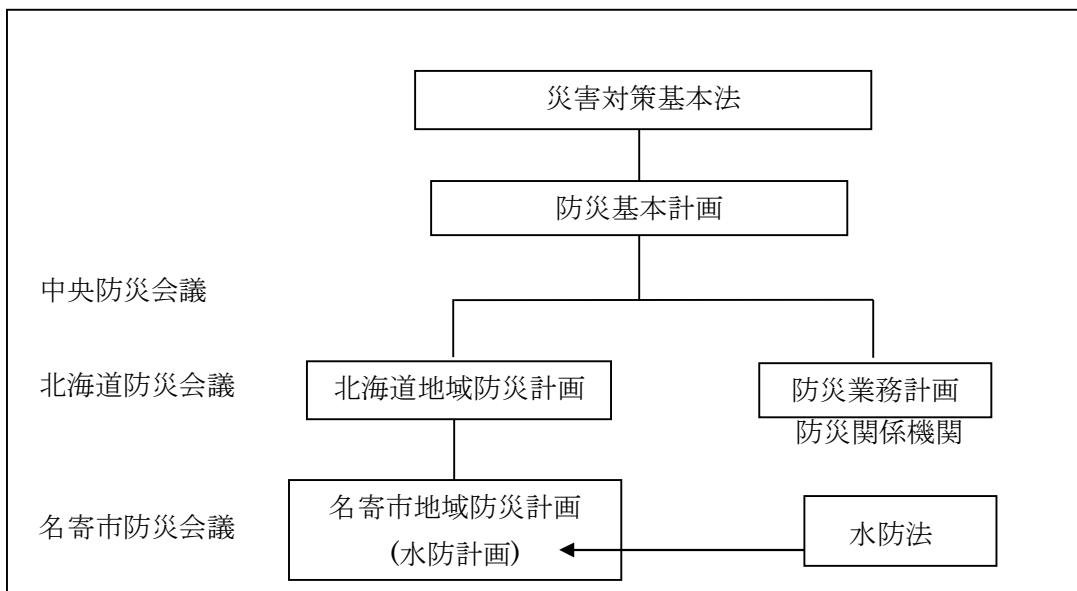
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び名寄市防災会議条例（平成18年名寄市条例第25号）第2条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であり、名寄市の防災に関して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を実施するに当たって防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、災害による被害を最小化及びその迅速な回復に寄与することを目的とする。

第2節 計画の位置付け及び推進

1 計画の位置付け

この計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

本計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓とするとともに、男女共同参画等の生活者の多様な視点を取り入れるものとする。また、国の防災方針を定めた防災基本計画及び北海道地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。



2 計画の推進

本計画は、名寄市強靭化計画との整合性を図り計画を推進するとともに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないための「命を守る行動」を最重視し、災害に備えるものとする。

防災対策は、自助（市民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）が効果的に推進されるよう、着実に実施されなければならない。

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 基本法

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。

2 救助法

災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。

3 水防法

水防法（昭和24年法律第193号）をいう。

4 市防災会議

名寄市防災会議条例（平成18年名寄市条例第25号。以下「防災会議条例」という。）

第1条に規定する名寄市防災会議をいう。

5 本部

名寄市災害対策本部条例（平成18年名寄市条例第26号）第1条に規定する名寄市災害対策本部をいう。

6 市防災計画

防災会議条例に規定する名寄市地域防災計画をいう。

7 防災関係機関

防災会議条例第3条第5項各号に掲げる委員の属する機関をいう。

8 災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

9 防災

災害対策基本法第2条第2号に規定する防災をいう。

第4節 計画の修正要領

1 市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより本計画に隨時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について、必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- (1) 社会、経済の発展に伴い計画内容が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (2) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- (3) 新たな計画を必要とするとき。
- (4) 基本法に基づく防災基本計画の修正が行われたとき。
- (5) その他市防災会議会長が必要と認めたとき。
- (6) 軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）

2 市地域防災計画を修正した際の市防災会議会長から北海道知事への報告は、上川総合振興局地域創生部地域政策課を経由し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 北海道知事あての修正報告書
- (2) 修正した市地域防災計画
- (3) 修正の概要（修正概要及び新旧対照表）ただし、全面改訂のときは不要

第5節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 名寄市

(1) 市長部局

- ア 市防災会議に関すること。
- イ 本部の設置及び組織の運営に関すること。
- ウ 自主防災組織の育成に関すること。
- エ 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- オ 防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。
- カ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害状況の調査に関すること。
- キ 防災に関する食糧、資材及び機器の備蓄及び供給に関すること。
- ク 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- ケ 避難情報に関すること。
- コ 被災者に対する救助及び救護並びに救援に関すること。
- サ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
- シ 災害に関する広報に関すること。
- ス 避難行動要支援者に関すること。
- セ その他市防災計画に定める災害予防対策及び災害復旧対策に関すること。

(2) 教育委員会事務局

- ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。
- イ 教育施設の被害調査及び報告に関すること。
- ウ 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

2 指定地方行政機関

(1) 北海道総合通信局

- ア 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。
- イ 非常通信協議会の運営に関すること。

(2) 国土交通省北海道開発局旭川開発建設部土別道路事務所

- ア 所轄国道の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
- イ 災害時における所轄国道の交通の確保に関すること。

(3) 国土交通省北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所

- 所轄河川の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。

- (4) 厚生労働省北海道労働局名寄労働基準監督署
事業場、工場等における産業災害の防止対策に関すること。
- (5) 厚生労働省北海道労働局名寄公共職業安定所
ア 被災地域における労働力の供給に関すること。
イ 被災失業者の職業紹介に関すること。
ウ 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。
- (6) 林野庁北海道森林管理局上川北部森林管理署
ア 林野火災の予防対策に関すること。
イ 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。
ウ 災害時において、地方公共団体等の要請による緊急復旧用材の供給に関すること。
エ 災害対策上、所轄国有林につき保安林の配置と施業の合理化に関すること。
- (7) 農林水産省北海道農政事務所
ア 災害時における応急食料の調達及び供給に関すること。
イ 災害応急飼料対策に関すること。
- (8) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局
ア 災害時における陸上輸送の連絡調整に関すること。
イ 鉄道、軌道、車道及び自動車輸送事業の安全確保に関すること。
- (9) 旭川地方気象台
ア 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。
イ 観測成果を解析・総合し、予警報、情報を発表すること。
ウ 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。
エ 防災知識の普及及び指導を行うこと。
- 3 自衛隊（陸上自衛隊第3即応機動連隊）**
災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産保護のための救護活動及び応急復旧活動に関するこ
- 4 北海道**
- (1) 上川総合振興局
ア 上川総合振興局地域災害対策連絡協議会に関するこ
イ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関するこ
ウ 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関するこ
エ 災害時の交通及び輸送の確保に関するこ
オ 自衛隊の災害派遣要請に関するこ
- (2) 旭川建設管理部美深出張所・同土別出張所
ア 所轄道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関するこ
イ 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保に関するこ
ウ 水防活動の技術指導に関するこ

(3) 上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）

- ア 医療施設及び衛生施設等の被害報告に関すること。
- イ 災害時における医療救護活動の推進に関すること。
- ウ 災害時における防疫活動に関すること。
- エ 災害時における給水等環境衛生活動の推進に関すること。
- オ 災害時における食品衛生の指導及び監視に関すること。

(4) 上川地区農業改良普及センターナミ寄支所

- ア 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。
- イ 被害地の病害虫防除の指導に関すること。

(5) 上川総合振興局北部森林室

所轄道有林の管理に関すること。

5 名寄警察署

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び被災者の救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- (2) 災害予警報の伝達及び災害情報の収集に関すること。
- (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- (5) 危険物に対する保安対策に関すること。
- (6) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に対する協力に関すること。
- (7) 広報活動に関すること。

6 名寄消防署

- (1) 消防活動に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。
- (3) その他災害時における救急救助活動に関すること。

7 指定公共機関

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社
 - ア 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。
 - イ 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。
- (2) 日本郵便株式会社名寄郵便局
 - ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。
 - イ 郵便の非常取扱いに関すること。
- (3) 日本郵便株式会社風連郵便局
 - 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
- (4) 北海道電力株式会社名寄ネットワークセンター
 - ア 所轄電力供給施設の防災管理対策に関すること。
 - イ 災害時における電力供給の確保に関すること。
- (5) 日本通運株式会社名寄支店

災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。

(6) 日本赤十字社北海道支部名寄市地区

- ア 災害時における医療、助産その他の救助及び救護に関すること。
- イ 災害ボランティアの受入れに関すること。
- ウ 災害ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関すること。
- エ 災害義援金品の募集及び配分に関すること。

(7) 東日本電信電話株式会社北海道支店

- ア 気象官署からの警報を関係機関に伝達すること。
- イ 非常及び緊急通話の取扱いを行うほか、必要に応じ電報、電話の利用制限を実施し、重要通話の確保を図ること。

(8) 東日本高速道路株式会社北海道支社

高速道路の維持、修繕、被害復旧その他の管理を行うこと。

(9) 日本放送協会旭川放送局

気象予警報、災害情報及び防災知識の普及等、災害広報に関すること。

8 指定地方公共機関

(1) てしおがわ土地改良区

- ア 水門、樋門、導水路及び溜池の防災対策に関すること。
- イ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

(2) 一般社団法人上川北部医師会

災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産、その他救助の実施に関すること。

(3) 上川歯科医師会

災害時における歯科医療活動に関すること。

(4) 社団法人北海道薬剤師会旭川支部

災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。

(5) 社団法人北海道獣医師会上川支部

災害時における飼養動物の対応に関すること。

(6) 旭川地区バス協会

災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関への支援に関すること。

(7) 旭川地区トラック協会

災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関への支援に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要施設の管理者

(1) 道北なよろ農業協同組合

- ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- イ 被災組合員に対する融資及びそのあっせん並びに生産資材、生活物資、家畜飼料

- 等の確保に関すること。
- ウ 保険金や共済金支払の手続きに関すること。
- (2) 名寄商工会議所・風連商工会
- ア 災害時における救援用物資及び復旧資材確保についての協力に関すること。
- イ 被災商工業者の経営指導及び復旧資金のあっせんに関すること。
- (3) 名寄建設業協会・風連建設業協会
- 災害時における応急土木工事の支援活動に関すること。
- (4) 道北バス(株)、名士バス(株)
- 災害時におけるバス等による輸送の確保に関すること。
- (5) 一般運送業者
- ア 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。
- イ 災害による復旧資材の輸送について協力すること。
- (6) 危険物関係施設管理者
- 災害時における危険物の保安と供給の確保に関すること。
- (7) 高圧ガス関係施設管理者
- 災害時における危険物の保安と供給の確保に関すること。
- (8) 電気通信事業者
- 災害時における電気通信の確保に関すること。
- (9) 株式会社エフエムなよろ
- 予報(注意報を含む。)、警報、情報等及び被害状況等に関する報道を実施するなど
防災広報に関すること。

第6節 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

1 市民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るために、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係の構築
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への支援
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 防災時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（B C P）の策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

オ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

ア 事業所の被災状況の把握

イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供

ウ 施設利用者の避難誘導

エ 従業員及び施設利用者の救助

オ 初期消火活動等の応急対策

カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第7節 名寄市の地勢と災害の概要

1 名寄市の地勢及び位置

名寄市は、北・北海道を流れる天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置し、東西には北見山地と天塩川山地が連なっている。東は雄武町と下川町、西は幌加内町、南は士別市、北は美深町とそれぞれ境界を接している。

面積は 535.2 km²で、主な山岳として市の北東にピヤシリ山（987m）があり、一級河川には士別市から市内を経て天塩町へ続く大河天塩川がある。

2 気 象

内陸部特有の寒暖が厳しく、その温度差は 60 度にも及ぶ。夏季は昼夜の寒暖差があり、冬季は寒気が厳しく降雪量も多い気象条件を有している。平年の積雪初日は 11 月中旬、終日は 4 月下旬であり、年間降雨量は約 1,000mm、年間の積雪の深さは平坦部で約 110cm に達する。

3 災害の概要

過去における大きな災害の記録		
発生年月日	原因	被 壊 状 況
平成4年7月30日～31日	大雨	120～150 mmの降雨により住宅床下浸水1戸、田 10 塚・畑 74 塚の冠水、決壊道路4カ所 被害総額約1億円
平成6年8月14日～15日	大雨	104.5 mmの降雨により田 16.7 塚・畑 35.7 塚の冠水、河川被害1カ所、決壊道路3カ所、林道被害2カ所、被害総額約2,200万円
平成11年7月28日～29日	大雨	100～120 mmの降雨により住宅床下浸水16戸、河川被害1カ所 被害総額約500万円
平成12年7月25日～27日	大雨	大雨により畑 101.2 塚の冠水、林道被害1カ所、被害総額約100万円
平成12年9月1日～3日	大雨	100 mmの降雨により住宅床下浸水3戸、河川被害4カ所、田 25 塚・畑 18.5 塚の冠水 被害総額約400万円
平成13年9月9日～11日	大雨	180 mmの降雨により住宅床下浸水3戸、田 26 塚・畑 74 塚の冠水、決壊道路5カ所、橋の倒壊1カ所 被害総額約8,000万円
平成14年10月2日	台 風	強風による倒木被害11件62本
平成16年9月8日	台 風	風速 32.7 m/s(終末処理場による実測値)の強風により、屋根からの転落負傷者2名、公立学校3校で屋根が飛ばされるなど建物等51カ所の損壊、電柱等の倒壊により5地区300世帯が停

平成 16 年 9 月 8 日	台 風	電、倒木 27 カ所約 440 本、田 985 坪・畑 129 塾で農作物被害、 営農施設被害 431 件、被害総額約 3 億 7,000 万円
平成 16 年 12 月 22 日 ～平成 17 年 2 月 24 日	雪 害	屋根から転落 2 人、除雪による軽傷 1 人、ハシゴから転落 3 人、 除雪による重傷 1 人
平成 18 年 10 月 7 日 ～8 日	強 風 大 雨	名寄川が危険水位に達した。強風によりビニールハウスなど営 農施設損壊 217 カ所、倒木 5,087 本、公共施設損壊 10 数カ所 被害総額約 5,900 万円
平成 22 年 7 月 29 日 ～30 日	大 雨	7 月 29 日から 30 日の未明にかけて降水量 117mm（1 時間最大 23.5mm）を記録、豊栄川と真狩川が溢水し、旭ヶ丘町内会と風 連南区（緑町）町内会に避難勧告を発令 また、風連中央区（仲町）町内会の一部住民は、自主避難被害 状況、名寄地区、床下 31 件・床上 1 件、風連地区、床下 10 件・ 床上 4 件 農業被害総額約 3,1370 万円
平成 23 年 9 月 3 日	大 雨	大雨警報(浸水害)、台風の影響により大雨となる。市道日進智 東線通行止めが発生。（豊栄川洪水警報発令）
平成 24 年 4 月 3 日 ～4 日	暴風雪	暴風雪によるハウスの倒壊 11 棟が発生。吹雪による交通事故、 軽傷者 2 名、国道 40 号名寄智恵文間通行止め、
平成 24 年 7 月 5 日	大 雨	大雨警報(浸水害)、風連日進地区土囊設置、智恵文八幡で停電 により水道停止
平成 24 年 7 月 31 日	大 雨	大雨警報(浸水害)、風連日進地区土囊設置、無名川とタヨロマ 川で排水ポンプ設置
平成 25 年 8 月 20 日	集中 豪雨・雹	畑作物の被害が発生
平成 26 年 8 月 4 日 ～5 日	大 雨	大雨警報(浸水害・土砂災害)・洪水警報・土砂災害警戒情報発 表、浸水、土砂崩れ、内水氾濫、 指定河川氾濫警戒情報発表(名寄川、天塩川) 避難勧告 5 地区、避難準備 3 地区、自主避難 4 地区、避難所設 置数 9 カ所床上浸水 1 件、床下浸水 78 件、降水量合計 153.5 mm(1981 年の 8 月の最大降水量(24H 降水日最大)114mm を更新)
平成 26 年 8 月 24 日	大 雨	大雨警報(浸水害・土砂災害)、洪水警報発表 浸水、内水氾濫、避難勧告 1 地区、避難準備 1 地区 降水量合計 72 mm
平成 28 年 8 月 17 日	台風 7 号	・名寄市降雨量 17 日の降雨量 81 ミリ 西風連 107.5 ミリ ・避難準備情報(豊栄町内会)

平成 28 年 8 月 20 日 ～21 日	台風 11 号	降雨量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 日間で 63 ミリ (20 日 42.5 ミリ・21 日 20.5 ミリ) ・ 西風連 2 日間で 85.5 ミリ (20 日 64 ミリ・21 日 21.5 ミリ) ・ 名寄川の真勲別水位が 21 日 04 時 30 分避難判断 105.02m を超えた。 ・ 風連別川北興橋水位が 20 日 12 時 00 分時点で避難判断水位 100.70m に達する。 ・ 風連別川護岸浸食避難準備(大橋町内会ほか 3)、避難勧告、避難指示(風連日進)
平成 28 年 8 月 22 日 ～23 日	台風 9 号	降雨量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名寄市： 45.5 ミリ (22 日： 9.5 ミリ、 23 日： 36 ミリ)
令和 2 年 11 月 19 日 ～20 日	大雨	名寄市の降水量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 19 日 0 時～20 日 24 時： 61.0 ミリ (19 日： 39 ミリ、 20 日： 22 ミリ) ・ 降水量： 統計開始以来、 11 月の 1 位を更新 24 時間降水量： 58.5 ミリ 20 日 08 時 20 分 (これまでの 1 位は 49 ミリ 1997 年 11 月 27 日) ・ 48 時間降水量： 64.5 ミリ 20 日 07 時 00 分 (これまでの 1 位は 55 ミリ 1998 年 11 月 6 日) ・ 避難勧告等の発令： なし ・ 被害： なし ・ 内渓地区の排水機場を稼働 ・ 農作物の収穫が終了していたため排水ポンプの設置はなし